

## 留学期間中の授業料に関する取扱要領

### (目的)

第1 この取扱要領は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号）第38条及び群馬県立女子大学大学院学則（群馬県公立大学法人規則第5号）第35条の規定により留学を認められた本学の学生（聴講生、研究生、科目等履修生等を除く。以下「留学生」という。）の本学における授業料の取り扱いを定める。

### (徴収免除)

第2 学長は、以下の要件に該当し留学生から授業料の徴収免除申請書（別記様式1）が提出され、適当と認めた場合は、留学期間中の授業料を免除することができる。

(1) 6ヶ月以上1年以内の留学

### (対象期間)

第3 第2の取り扱いは1年間を限度とし、連続した2期までとする。この場合において、承認は学期ごとに行う。

### (除外)

第4 大学間の交流協定等に基づき外国の大学での授業料が免除される学生については、この基準を適用しない。

### (委任)

第5 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。

### (事務)

第6 この基準の事務は、学生係で処理する。

### (改廃)

第7 この要領の改廃は、学生委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

### 附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に廃止前の留学期間中の授業料の取り扱いに関する基準の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりされた処分、手続その他行為と見なす。